

## 高齢者の運転免許更新

JJ1SXA/池

第201回国会に、令和2年3月3日、道路交通法の一部を改正する法律案「高齢運転者対策の推進に関する規定の整備」が提出されました、来年6月までに実施予定のようです。

75歳以上の違反者の免許制度に関しては、平成29年3月に大きな改正があり、「信号無視」など18項目の違反(信号無視、通行禁止違反、通行区分違反、横断等禁止違反、進路変更禁止違反、しゃ断踏切立ち入り等、交差点右左折方法違反、指定通行区分違反、環状交差点左折等方法違反、優先道路通行車妨害等、交差点優先車妨害、環状交差点通行車妨害等、横断歩道等における横断歩行者等妨害等、横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等、合図不履行、安全運転義務違反)に関して、更新時では無く、違反時に臨時認知機能検査を受け、医師が認知症と診断すれば、免許が取り消しとなった、

新たに考えられている免許更新の流れは、75歳以上で一定の違反歴(信号無視、通行区分違反、通行帯違反等、速度超過、踏切不停止等・遮断踏切立ち入り、交差点右左折方法違反等、交差点安全進行義務違反等、横断歩行者等妨害等、安全運転義務違反、携帯電話使用等)があると、運転技能検査(実技)が課せられ、不合格の場合、免許証の更新ができなくなる。

75歳以上で一定の違反歴が無い場合、新たな認知機能検査を受け、「認知症のおそれあり」と判定されなければ、高齢者講習に進むが、ここでも実車を使った指導があり、安全運転を指導するだけだったが、今回の改正では、違反者に課せられる運転技能検査と同様の点数付けが予定されている。

ここで不合格になることはないものの、点数次第では免許証の自主返納や、運転できる対象車両を自動ブレーキ等の安全運転装置の付いた車に限定する、サポカー限定免許(今回の改正で新設予定)への移行を「勧告」される事もあるようだ。

つまり今回の改正では、一步踏み込み、運転技能を評価して本人に伝える形になる、高齢者に安全運転の姿をどう具体的にアドバイスできるかが、改正のポイントのようだ。

運転技能検査は、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」、「段差乗り上げ」で採点、第1種免許は、70点以上、第2種免許は、80点以上が合格ラインらしい。

認知機能検査の内容・判定も変更になる、医師の診断書を提出した人は認知機能検査が免除され、タブレット端末を導入し、検査時間の短縮を図り、又、簡素化の為これまでであった、「時計描画テスト」は廃止、判定も、これまでは3区分だったが、「認知症のおそれあり」と「認知症のおそれなし」の2区分になる。